

議案第 4 7 号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する
規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

教育委員会事務局で勤務している指導主事が兼業や兼職を行う場合について、権限の委任を受けた教育長が、申請に対する許可又は承認を行うにあたり、事務の委任等及び補助執行に関する規則を改正する必要があるため、また、本規則において引用している東京都の条例や規則が一部改正されていることに合わせて、規定の整理を目的とした改正を行う必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条」を「学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 学校職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第11条の2の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による区立学校職員の深夜勤務の制限及び超過勤務の免除又は制限に関すること。

第2条第1項第17号中「及び幼稚園教育職員」を「、幼稚園教育職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する指導主事」に改め、同項第22号及び第23号を次のように改める。

(22) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第42条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第7条に規定するものを除く。）に関すること。

(23) 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第46条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第9条に規定するものを除く。）に関すること。

第2条第1項中第24号から第34号までを削り、第35号を第24号とし、第36号から第39号までを11号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則	○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則
昭和63年 9 月20日世教委規則第 8 号	昭和63年 9 月20日世教委規則第 8 号
改正 昭和63年12月28日世教委規則第 9 号 平成元年 3 月31日世教委規則第 1 号 平成元年 5 月 1 日世教委規則第11号 平成 3 年 3 月 1 日世教委規則第 2 号 平成 4 年 4 月30日世教委規則第11号 平成 4 年 7 月15日世教委規則第14号 平成 4 年12月25日世教委規則第20号 平成 5 年 4 月27日世教委規則第 3 号 平成 6 年 4 月28日世教委規則第 4 号 平成 7 年 4 月27日世教委規則第13号 平成 9 年 3 月27日世教委規則第 2 号 平成11年 3 月24日世教委規則第 3 号 平成12年 3 月31日世教委規則第 8 号 平成13年 9 月28日世教委規則第20号 平成15年 3 月28日世教委規則第 2 号 平成16年 3 月31日世教委規則第 5 号 平成16年12月17日世教委規則第17号 平成18年 6 月28日世教委規則第19号 平成20年 3 月28日世教委規則第 7 号 平成20年 5 月27日世教委規則第23号 平成21年 9 月25日世教委規則第14号 平成22年 5 月 6 日世教委規則第12号	改正 昭和63年12月28日世教委規則第 9 号 平成元年 3 月31日世教委規則第 1 号 平成元年 5 月 1 日世教委規則第11号 平成 3 年 3 月 1 日世教委規則第 2 号 平成 4 年 4 月30日世教委規則第11号 平成 4 年 7 月15日世教委規則第14号 平成 4 年12月25日世教委規則第20号 平成 5 年 4 月27日世教委規則第 3 号 平成 6 年 4 月28日世教委規則第 4 号 平成 7 年 4 月27日世教委規則第13号 平成 9 年 3 月27日世教委規則第 2 号 平成11年 3 月24日世教委規則第 3 号 平成12年 3 月31日世教委規則第 8 号 平成13年 9 月28日世教委規則第20号 平成15年 3 月28日世教委規則第 2 号 平成16年 3 月31日世教委規則第 5 号 平成16年12月17日世教委規則第17号 平成18年 6 月28日世教委規則第19号 平成20年 3 月28日世教委規則第 7 号 平成20年 5 月27日世教委規則第23号 平成21年 9 月25日世教委規則第14号 平成22年 5 月 6 日世教委規則第12号

改正後	改正前
平成22年 7 月16日世教委規則第15号 平成26年 3 月28日世教委規則第 4 号 平成26年11月28日世教委規則第11号 平成27年 3 月13日世教委規則第 6 号 平成28年 6 月28日世教委規則第13号 平成29年 3 月17日世教委規則第 8 号 平成29年 6 月30日世教委規則第13号 令和元年 6 月28日世教委規則第 9 号 令和 3 年12月10日世教委規則第16号 令和 4 年 3 月29日世教委規則第 4 号 令和 5 年 3 月29日世教委規則第 5 号 <u>令和 6 年12月 日世教委規則第 号</u>	平成22年 7 月16日世教委規則第15号 平成26年 3 月28日世教委規則第 4 号 平成26年11月28日世教委規則第11号 平成27年 3 月13日世教委規則第 6 号 平成28年 6 月28日世教委規則第13号 平成29年 3 月17日世教委規則第 8 号 平成29年 6 月30日世教委規則第13号 令和元年 6 月28日世教委規則第 9 号 令和 3 年12月10日世教委規則第16号 令和 4 年 3 月29日世教委規則第 4 号 令和 5 年 3 月29日世教委規則第 5 号
世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則 東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年 4 月東京都世田谷区教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する。 （通則） 第 1 条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任等及び補助執行については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （教育長委任事項） 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、世田谷区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 （1） 教育長の服務に関すること（長期出張命令を除く。）。 （1 の 2） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第	世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則 東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年 4 月東京都世田谷区教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する。 （通則） 第 1 条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任等及び補助執行については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （教育長委任事項） 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、世田谷区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 （1） 教育長の服務に関すること（長期出張命令を除く。）。 （1 の 2） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第

改正後	改正前
2条に規定する区立学校の職員（以下「区立学校職員」という。）及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。）第2条に規定する幼稚園教育職員（以下「幼稚園教育職員」という。）の赴任延期に関すること。 (2) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の出張命令及び旅行許可に関すること。 (3) 学校職員勤務条例第6条、第12条、<u>第14条第1項</u>及び第15条第3項並びに幼稚園教育職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の週休日の変更等、休日勤務の命令及び代休日の指定並びに年次有給休暇に関すること。 <u>(3の2) 学校職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第11条の2の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による区立学校職員の深夜勤務の制限及び超過勤務の免除又は制限に関すること。</u> (4) 学校職員勤務条例第17条第1項及び幼稚園教育職員勤務条例第17条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の特別休暇の承認に関すること。 (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。 (6) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による幼稚園教育職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。 (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項の規定による幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関するこ	2条に規定する区立学校の職員（以下「区立学校職員」という。）及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。）第2条に規定する幼稚園教育職員（以下「幼稚園教育職員」という。）の赴任延期に関すること。 (2) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の出張命令及び旅行許可に関すること。 (3) 学校職員勤務条例第6条、第12条、<u>第14条</u>及び第15条第3項並びに幼稚園教育職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の週休日の変更等、休日勤務の命令及び代休日の指定並びに年次有給休暇に関すること。 (4) 学校職員勤務条例第17条第1項及び幼稚園教育職員勤務条例第17条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の特別休暇の承認に関すること。 (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。 (6) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による幼稚園教育職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。 (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項の規定による幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関するこ

改正後	改正前
と。 (8) 学校職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項並びに幼稚園教育職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認に関すること。 (9) 学校職員勤務条例第10条及び第11条並びに幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。 (10) 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関すること。 (11) 幼稚園教育職員勤務条例第4条第2項及び第5条第2項の規定による幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割振り及び週休日の指定に関すること。 (12) 幼稚園教育職員勤務条例第13条の規定による幼稚園教育職員の休日の振替に関すること。 (13) 幼稚園教育職員勤務条例第7条の規定による幼稚園教育職員の休憩時間の付与に関すること。 (14) 幼稚園教育職員勤務条例第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う幼稚園教育職員の深夜勤務の制限に関すること。 (15) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関すること。 (16) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の	と。 (8) 学校職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項並びに幼稚園教育職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認に関すること。 (9) 学校職員勤務条例第10条及び第11条並びに幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。 (10) 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関すること。 (11) 幼稚園教育職員勤務条例第4条第2項及び第5条第2項の規定による幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割振り及び週休日の指定に関すること。 (12) 幼稚園教育職員勤務条例第13条の規定による幼稚園教育職員の休日の振替に関すること。 (13) 幼稚園教育職員勤務条例第7条の規定による幼稚園教育職員の休憩時間の付与に関すること。 (14) 幼稚園教育職員勤務条例第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う幼稚園教育職員の深夜勤務の制限に関すること。 (15) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関すること。 (16) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の

改正後	改正前
超過勤務の制限に関すること。 (17) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の適用を受ける区立学校職員、<u>幼稚園教育職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する指導主事</u>の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。 (18) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の欠勤届その他の届の処理に関すること。 (19) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）第3条に規定する幼稚園教育職員の給料その他の給与の支給に関すること。 (20) 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第19条に規定する幼稚園教育職員の扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。 (21) 職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）第3条の規定に基づく幼稚園教育職員の旅費の支給に関すること。 (22) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）<u>第42条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第7条に規定するものを除く。）に関すること。</u> (23) <u>都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第46条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第9条に規定するものを除く。）に関すること。</u>	超過勤務の制限に関すること。 (17) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の適用を受ける区立学校職員<u>及び</u>幼稚園教育職員の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。 (18) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の欠勤届その他の届の処理に関すること。 (19) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）第3条に規定する幼稚園教育職員の給料その他の給与の支給に関すること。 (20) 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第19条に規定する幼稚園教育職員の扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。 (21) 職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）第3条の規定に基づく幼稚園教育職員の旅費の支給に関すること。 (22) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号。<u>以下「時間講師規則」という。）第7条第4項及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号。以下「日勤講師規則」という。）第9条第4項に規定する秘密公開の許可に関すること。</u> (23) <u>時間講師規則第11条に規定する研修命令に関すること。</u> <u>(24) 時間講師規則第15条に規定する勤務時間の割振り及び日勤講師規則第18条に規定する勤務時間等の割振りに関すること。</u> <u>(25) 時間講師規則第17条第3項及び第17条の2に規定する勤務時</u>

改正後	改正前
(24) 区立小学校及び中学校の校長及び教員に対する研究資料の貸与に関すること。 (25) 区立学校における教科書以外の教材の使用についての届出の取扱いに関すること。 (26) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。 (27) 区立学校長の事務引継に関すること。 (28) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条（同条の表8の項を除く。）の規定により区が処理することとされた事務に関すること。 2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、重要な事項について、必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。（教育長の臨時代理）	<u>間の振替えに関すること。</u> (26) <u>時間講師規則第17条第4項に規定する休日勤務の命令に関すること。</u> (27) <u>時間講師規則第18条及び日勤講師規則第20条に規定する年次有給休暇の付与に関すること。</u> (28) <u>時間講師規則第18条の2に規定する病気休暇に関すること。</u> (29) <u>時間講師規則第18条の3及び日勤講師規則第21条に規定する公民権行使等休暇に関すること。</u> (30) <u>時間講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇に関すること。</u> (31) <u>時間講師規則第20条及び日勤講師規則第23条に規定する慶弔休暇に関すること。</u> (32) <u>日勤講師規則第19条に規定する休憩時間に関すること。</u> (33) <u>日勤講師規則第22条に規定する子どもの看護休暇に関すること。</u> (34) <u>日勤講師規則第24条に規定する夏季休暇に関すること。</u> (35) 区立小学校及び中学校の校長及び教員に対する研究資料の貸与に関すること。 (36) 区立学校における教科書以外の教材の使用についての届出の取扱いに関すること。 (37) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。 (38) 区立学校長の事務引継に関すること。 (39) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条（同条の表8の項を除く。）の規定により区が処理することとされた事務に関すること。 2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、重要な事項について、必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。（教育長の臨時代理）

改正後	改正前
第2条の2 教育長は、前条第1項の規定により委任を受けた事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、又はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。	第2条の2 教育長は、前条第1項の規定により委任を受けた事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、又はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。
2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、この限りでない。 (区長の補助機関である職員等の補助執行)	2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、この限りでない。 (区長の補助機関である職員等の補助執行)
第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次の各号に掲げる区長の補助機関である職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。	第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次の各号に掲げる区長の補助機関である職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。
(1) 総合支所区民課長及び出張所長 ア 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発行及び健康診断の通知等の交付に関すること。 イ 就学通知書及び学校指定通知書兼許可通知書の再発行に関すること。 ウ 学年途中の転居に伴う学期末まで（最終学年の場合は学年末まで）の就学すべき学校の指定の変更に関すること。 エ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関すること。 (2) まちづくりセンター所長（太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所長を除く。） ア 就学通知書の再発行に関すること。	(1) 総合支所区民課長及び出張所長 ア 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発行及び健康診断の通知等の交付に関すること。 イ 就学通知書及び学校指定通知書兼許可通知書の再発行に関すること。 ウ 学年途中の転居に伴う学期末まで（最終学年の場合は学年末まで）の就学すべき学校の指定の変更に関すること。 エ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関すること。 (2) まちづくりセンター所長（太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所長を除く。） ア 就学通知書の再発行に関すること。

改正後	改正前
イ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する こと。 (3) 子ども・若者部子ども・若者支援課長 青少年教育に係る事 業（教育委員会が指定するものに限る。）の運営に関する こと。 付 則 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。 付 則（昭和63年12月28日世教委規則第9号） この規則は、昭和64年1月1日から施行する。 付 則（平成元年3月31日世教委規則第1号） この規則は、平成元年4月1日から施行する。 付 則（平成元年5月1日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成3年3月1日世教委規則第2号） この規則は、平成3年4月1日から施行する。 附 則（平成4年4月30日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用 する。 附 則（平成4年7月15日世教委規則第14号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正 規定は、平成5年4月1日から施行する。 附 則（平成4年12月25日世教委規則第20号） この規則は、平成5年1月1日から施行する。 附 則（平成5年4月27日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用 する。 附 則（平成6年4月28日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用 する。	イ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する こと。 (3) 子ども・若者部子ども・若者支援課長 青少年教育に係る事 業（教育委員会が指定するものに限る。）の運営に関する こと。 付 則 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。 付 則（昭和63年12月28日世教委規則第9号） この規則は、昭和64年1月1日から施行する。 付 則（平成元年3月31日世教委規則第1号） この規則は、平成元年4月1日から施行する。 付 則（平成元年5月1日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成3年3月1日世教委規則第2号） この規則は、平成3年4月1日から施行する。 附 則（平成4年4月30日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用 する。 附 則（平成4年7月15日世教委規則第14号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正 規定は、平成5年4月1日から施行する。 附 則（平成4年12月25日世教委規則第20号） この規則は、平成5年1月1日から施行する。 附 則（平成5年4月27日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用 する。 附 則（平成6年4月28日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用 する。

改正後	改正前
附 則（平成7年4月27日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。 附 則（平成9年3月27日世教委規則第2号） この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第3号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第8号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年9月28日世教委規則第20号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成15年3月28日世教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第15号の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成16年3月31日世教委規則第5号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成16年12月17日世教委規則第17号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成18年6月28日世教委規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成20年3月28日世教委規則第7号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月27日世教委規則第23号） この規則は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成21年9月25日世教委規則第14号） この規則は、平成21年10月1日から施行する。 附 則（平成22年5月6日世教委規則第12号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷	附 則（平成7年4月27日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。 附 則（平成9年3月27日世教委規則第2号） この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第3号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第8号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年9月28日世教委規則第20号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成15年3月28日世教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第15号の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成16年3月31日世教委規則第5号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成16年12月17日世教委規則第17号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成18年6月28日世教委規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成20年3月28日世教委規則第7号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月27日世教委規則第23号） この規則は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成21年9月25日世教委規則第14号） この規則は、平成21年10月1日から施行する。 附 則（平成22年5月6日世教委規則第12号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷

改正後	改正前
区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。 附 則（平成22年7月16日世教委規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年11月28日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年3月13日世教委規則第6号） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。 2 前項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の第2条及び第2条の2第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条及び第2条の2第1項の規定は、なおその効力を有する。 附 則（平成28年6月28日世教委規則第13号） この規則は、平成28年7月1日から施行する。 附 則（平成29年3月17日世教委規則第8号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成29年6月30日世教委規則第13号） この規則は、平成29年7月1日から施行する。 附 則（令和元年6月28日世教委規則第9号） この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定（「用賀まちづくりセンター」の次に「、二子玉川まち	区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。 附 則（平成22年7月16日世教委規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年11月28日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年3月13日世教委規則第6号） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。 2 前項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の第2条及び第2条の2第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条及び第2条の2第1項の規定は、なおその効力を有する。 附 則（平成28年6月28日世教委規則第13号） この規則は、平成28年7月1日から施行する。 附 則（平成29年3月17日世教委規則第8号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成29年6月30日世教委規則第13号） この規則は、平成29年7月1日から施行する。 附 則（令和元年6月28日世教委規則第9号） この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第3条第2

改正後	改正前
づくりセンター」を加える部分に限る。)は、同月16日から施行する。 附 則 (令和3年12月10日世教委規則第16号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和4年3月29日世教委規則第4号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年3月29日世教委規則第5号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。	づくりセンター」を加える部分に限る。)は、同月16日から施行する。 附 則 (令和3年12月10日世教委規則第16号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和4年3月29日世教委規則第4号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年3月29日世教委規則第5号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。
<u>附 則</u>	
<u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	